

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕

問1 基準年度における、土地及び家屋の固定資産税の賦課及び徴収に関し、賦課期日から納期限までに地方税法に基づき市町村（市町村長を含む。）が行わなければならない事項について説明しなさい。

〔第二問〕 問1

【資料Ⅰ】 土地（地積1,600㎡）

(1) 当該土地は平成30年度の賦課期日までの地目は雑種地であったが、平成30年5月に宅地に造成された。その後、同年11月に【資料Ⅱ】の区分所有家屋が建築され、同年末までに分譲されたものであり、同年末までに入居は完了し、所要の登記も行われている。

その後、令和元年10月に発生した地震で当該家屋が全壊したことにより（【資料Ⅱ】(3)）、当該土地は令和2年度の賦課期日において更地となっており、家屋又は構築物の敷地の用に供されておらず、かつ、住宅用地として使用することができないと市長により認められている。

・
・
・

(2) 当該土地は、区分所有家屋の区分所有者全員によって共有されており、持分の割合は区分所有家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る持分割合と一致している。

(3) 土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況は次のとおりである。

- ① 令和元年度分の価格 160,000,000円
- ② 令和元年度課税標準額
小規模住宅用地 20,000,000円
非住宅用地 20,000,000円
- ③ 令和2年度分の価格 120,000,000円

TAC予想問題

●直前予想答練 〔第一問〕 問1

問1 市町村における、償却資産に係る平成31年度分の固定資産税の徴収について、…述べよ。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕 問1

〔資料〕

1. 土地

- (1) 地目は宅地であり、地積は1,800㎡である。
- (2) 平成24年10月以来、下記2. に掲げる区分所有家屋の敷地となっている土地である。
- (3) 土地は、区分所有者全員によって共有されており、その持分割合は区分所有法第14条に規定する割合と一致している。
- (4) 評価額、課税標準額等の状況は次のとおりである。

平成29年度

平成29年度分の価格 99,390,000円

平成29年度課税標準額

小規模住宅用地（1,200㎡） 9,458,934円

一般住宅用地（600㎡） 10,146,234円

平成30年度

平成30年度分の価格 99,120,000円

平成31年度

平成31年度分の価格 98,160,000円

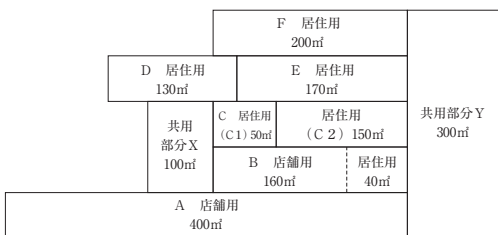
・
・
・

- (6) 平成31年度の賦課期日においては更地となっており、いかなる家屋又は構築物の敷地の用にも供されておらず、また、住宅用地としては使用できないことを市町村長により認められている。

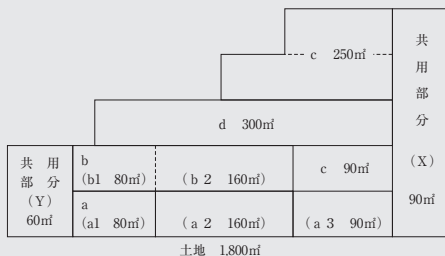
ズバリ的中!

【資料Ⅱ】家屋

- (1) 主要構造部を耐火構造とした5階建ての区分所有家屋であり、平成30年11月に新築された。
- (2) 専有部分の合計床面積は、1,300㎡であり、共用部分の床面積は、共用部分Xが100㎡、共用部分Yが300㎡である。なお、共用部分Xは一部共用部分で専有部分B及びCの共用に供されており、共用部分Yは各区分所有者全員の共用に属している。
- (3) 当該家屋は令和元年10月の地震により全壊している。
- (4) 専有部分A、B、C、D、E及びFに係る令和元年度の賦課期日までの使用状況は次のとおりである（下図）。
 - ① aは1階部分の専有部分Aを専有し、これを店舗用（400㎡）として使用している。
 - ② bは2階部分の専有部分Bを専有し、これを店舗用（160㎡）と居住用（40㎡）として併用している。
 - ③ cは3階部分の専有部分Cを専有し、独立的に区画されたC1（50㎡）及びC2（150㎡）をいずれも居住用として使用している。
 - ④ dは4階部分の専有部分Dを専有し、これを居住用（130㎡）として使用している。
 - ⑤ eは4階部分の専有部分Eを専有し、これを居住用（170㎡）として使用している。
 - ⑥ fは5階部分の専有部分Fを専有し、これを居住用（200㎡）として使用している。



2. 家屋



- (1) 上記1.の土地の上に構築された上図の家屋は、主要構造部を耐火構造とした5階建てである。なお、平成24年10月に完成し、同年末までに全戸入居が完了し、かつ、区分所有登記が行われている。
- (2) 共用部分Xは区分所有者全員が使用しているが、規約によりCの所有に属している。また、共用部分Yはa部分及びb部分の利用者によってのみ利用されることが明らかな共用部分である。
- (3) 平成30年度の賦課期日における状況は、以下のとおりである。
 - ① Aは1階部分のaを所有しており、aは、a1、a2及びa3に独立的に区分され個別に登記されている。なお、完成以来、a1は店舗用として、a2及びa3は居住用として使用されている。
 - ② Bは2階部分のbを所有しており、bは、b1及びb2に独立的に区分されている。なお、完成以来、b1は事務所用として、b2は居住用として使用されている。
 - ③ Cは2階部分のcを所有しており、cは完成以来、居住用として使用されていたが、平成29年10月にその用途を店舗用に変更した。
 - ④ Dは3階部分のdを所有しており、dは完成以来、居住用として使用されている。
 - ⑤ Eは4階部分及び5階部分からなるeを所有しており、eは完成以来、4階部分（150㎡）は居住用として、5階部分（100㎡）は事務所用として使用されている。
- (4) 各区分には、天井の高さ、附帯設備の程度等に差はない。
- (5) 当該家屋は、平成30年3月の火災により焼失した。

ズバリ的中!

【第二問】問 2

【資料】

- (1) X株式会社は、航空機甲及び航空機乙を所有しており、それ以外の償却資産は所有していない。なお、これらの航空機はいずれも日本国籍であり、地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機として指定を受けている。

(2) 航空機甲の状況

- ① 取得年月日 令和元年5月1日
- ② 取得価額 180,000,000円
- ③ 耐用年数 10年(法定耐用年数10年に基づく減価率:0.206)
- ④ 最大離陸重量 200トン
- ⑤ 航空機甲は、地方税法第349条の3第8項に規定する国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるものに該当する。
- ⑥ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間中の就航時間:600時間(うち国際路線に就航した時間:580時間)

・
・
・

(3) 航空機乙の状況

- ① 取得年月日 平成29年6月1日
- ② 取得価額 40,000,000円
- ③ 耐用年数 8年(法定耐用年数8年に基づく減価率:0.250)
- ④ 最大離陸重量 25トン
- ⑤ 航空機乙は、地方税法第349条の3第9項に規定する主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第100条の許可を受けた者が当該航空機の所有者であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに該当する。

・
・
・

- (4) a 空港はA市とB市に、b 空港はB市に、c 空港はC市に、d 空港はD市に、e 空港はE市にそれぞれ所在している。なお、a 空港の所在の詳細は次のとおりである。

	A市所在	B市所在
飛行場の面積	800,000㎡	400,000㎡
飛行場内の滑走路、誘導路及びエプロンの面積	400,000㎡	200,000㎡

【課税標準の特例】

- ・ 国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるもの(以下「国際航空機」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の5分の1の額(国際航空機のうち、国際路線専用機(当該年度の初日に属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機をいう。)にあってはさらに2分の1を、国際路線専用機に準ずるもの(当該年度の初日に属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が100分の95以上である航空機をいう。)にあってはさらに3分の2を当該額に乘じて得た額)とする。
- ・ 主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるもののうち、航空法第100条の許可を受けた者が当該航空機に係る所有者であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税については当該航空機の価格の3分の1の額とし、その後3年度分の固定資産税については当該航空機の価格の3分の2の額とする。ただし、当該航空機のうち、特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機(最大離陸重量が30トン未満の航空機をいう。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の4分の1の額とする。

●実力完成答練 第2回【第二問】問2

<資料>

1. X株式会社は、地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機として指定を受けている次の航空機Yを所有している。

2. 航空機Y

(1) 就航時間

	平成29年 (実績)	平成30年 (実績)	平成31年 (予定)
全就航時間	1,200時間	1,250時間	1,550時間
国際路線に就航した時間	1,100時間	1,250時間	1,500時間

- (2) 取得年月日 平成29年3月20日
- (3) 取得価額 3,000,000,000円
- (4) 改良年月日 平成30年8月20日
- (5) 改良費 500,000,000円
- (6) 耐用年数 8年(法定耐用年数8年に基づく減価率:0.250)
- (7) 課税標準の特例

- ① 国際路線に就航する航空機で航空法第100条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるもの(以下「国際航空機」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の5分の1の額(国際航空機のうち、国際路線専用機として総務省令で定めるものにあっては2分の1を、国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものにあっては3分の2を当該額に乘じて得た額)とする。
- ② 国際航空機とは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が100分の80以上である航空機とする。
- ③ 国際路線専用機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線にのみ就航した航空機とする。
- ④ 国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が100分の95以上である航空機(上記③を除く。)とする。

・
・
・

- (9) a 空港の所在する各市における当該飛行場の面積及び各市における飛行場の滑走路、誘導路及びエプロンの面積は、以下のとおりである。

	A市	B市	C市
飛行場の面積	140万㎡	185万㎡	212万㎡
滑走路、誘導路及びエプロンの面積	20万㎡	55万㎡	80万㎡

ズバンの中!